第5号議案

リプレース対象廃止計画のリプレース該当可否判断について

(案)

発電事業者から提出された以下の供給計画において、別紙のとおり、設備容量10万キロワット以上の発電設備等の廃止計画が提出されたため、業務規程第90条第2項の規定に基づきリプレース対象事業者に対して確認を行った結果、同条第1項の規程に基づき、リプレースに該当しないと判断する。

1. リプレース対象廃止計画

供給計画を提出した発電事業者: 九州電力株式会社

供給計画届出日:平成30年7月17日

廃止する発電設備:

・豊前発電所1号機(50万キロワット)

廃止する発電設備の最大受電電力:

・豊前発電所1号機 48万2千キロワット

廃止時期:平成31年度

2. 判断結果

当案件は業務規程第90条第1項第2号に該当しないため、リプレースに 該当しないと判断する。

3. 判断の根拠

・現時点において、リプレース対象事業者から、送配電等業務指針第125条の 規定に基づく報告(リプレースに該当する可能性がある場合の報告)がない こと、また、当該事業者に建替え計画がないことを確認したため、リプレー スに該当しないと判断する。

以上

【添付資料】

別紙:供給計画の抜粋(発電設備等の廃止計画記載部分)

電力広域的運営推進機関